

平成27年度

平塚市国民健康保険事業運営基本方針（案）

平塚市 健康・こども部 保険年金課

もくじ

1	現 状	
(1)	国民健康保険の加入状況について	1
(2)	国民健康保険税の収納状況について	3
(3)	高齢受給者による国保財政への影響	7
2	平成27年度国民健康保険事業運営基本方針	
(1)	国民健康保険税課税事務の円滑で適正な実施	8
(2)	国民健康保険税収納率向上対策	8
(3)	被保険者資格適用の適正化	9
(4)	医療費適正化	9
(5)	保健事業の推進（特定健康診査・特定保健指導を含む）	9
3	平成27年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要	10

参 考

	主な医療制度改正（平成18年度以降）等について	14
	～国民健康保険関係を抜粋～	

平成 27 年度国民健康保険事業運営基本方針

1 現 状

(1) 国民健康保険の加入状況について

少子高齢化の進展等による社会構造の変化と経済情勢を反映して、国民健康保険の加入者は高齢者や失業者、非正規労働者等が増えています。

ここ数年の本市国民健康保険の被保険者数（年度平均）を見ると、平成 19 年度は前年度比で 0.85%の減少に転じ、さらに、平成 20 年度の医療制度改革により平成 20 年 4 月に創設された後期高齢者医療制度に 75 歳以上の約 1 万 8 千人の方が移行したため、平成 20 年度の被保険者数は前年度比で 19.7%の大幅な減少となりました。その後リーマンショックによる経済雇用状況の悪化などにより、平成 21 年度は前年度比で 0.89%増加しましたが、平成 22 年度は前年度比で横ばい、平成 23 年度は前年度比で 0.39%減少、平成 24 年度は前年度比で 1.27%、被保険者数で 990 人の減少、平成 25 年度も 24 年度と同じ前年度比で 1.27%、被保険者数では 977 人減少しています。

被保険者数の内訳では、退職者医療制度が平成 19 年度をもって廃止（65 歳未満の方については平成 26 年度まで継続）となったため、平成 20 年度の一般被保険者数は前年度比で 25.2%増加し、退職被保険者及びその被扶養者数は前年度比で 72.8%の大幅な減少になりました。平成 25 年度は被保険者全体に対する構成比で見ると、一般被保険者が 95.4%、退職被保険者及びその被扶養者が 4.6%になっています。この構成割合につきましては、平成 21 年度以降 23 年度までは大きく変わっていませんでしたが、平成 24 年度以降は、一般被保険者が若干増え、退職被保険者及びその被扶養者が若干減っております。また、被保険者の人数では前述のとおり前年度に比べ、一般被保険者が 545 人、退職被保険者及びその被扶養者が 432 人の計 977 人が減少になっています。

国保加入世帯数では、平成 19 年度までは微増していましたが、平成 20 年度は前述の医療制度改革により前年度比で 16.1%と大幅に減少しました。その後平成 22、23 年度は前年度比で微増しましたが、平成 24 年度は前年度比で 0.48%、世帯数で 213 世帯の減少、平成 25 年度も前年度比で 0.22%、世帯数で 98 世帯の減少になっています。

次に、本市国民健康保険の介護保険第 2 号被保険者数は、介護保険が始まった平成 12 年度以降は毎年度 2%程度増加していましたが、平成 16 年度をピークに平成 17 年度からは減少傾向に転じていました。前述のリーマンショックによる経済雇用状況の悪化が反映し、平成 21 年度の対象者は 27,756 人となって下げ止まり、平成 22、23 年度の対象者は微増となりました。しかし、平成 24 年度は前年度比で 10.68%、対象者数で 3,026 人減少し、対象者は 25,306 人になりました。平成 25 年度は再び前年度比で 4.96%、対象者数で 1,254 人の増加となり、対象者数は 26,560 人で、国保被保険者に占める割合は 34.8%になりました。

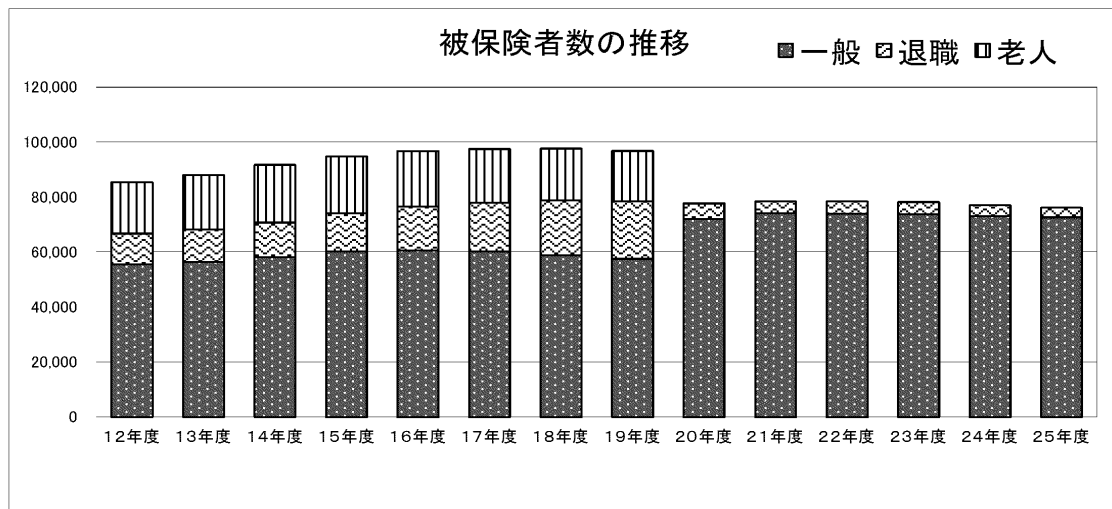
国保事業の状況

(1) 国保被保険者数 (年度平均)

3-2ベース

区分 年度	人口		世帯数		被保険者数		内					
	人	%	世帯	%	人	%	一般		退職		老人	
	人	%	世帯	%	人	%	人	%	人	%	人	%
12年度	252,578	43,355	45.9	85,408	33.8	55,582	65.1	11,228	13.1	18,598	21.8	
13年度	252,982	45,098	47.0	88,138	34.8	56,396	64.0	11,875	13.5	19,867	22.5	
14年度	253,208	47,129	48.8	91,803	36.3	58,194	63.4	12,628	13.8	20,981	22.9	
15年度	254,228	48,863	49.5	94,896	37.3	60,395	63.6	13,767	14.5	20,734	21.8	
16年度	255,182	50,163	50.1	96,805	37.9	60,665	62.7	15,885	16.4	20,255	20.9	
17年度	256,304	51,131	50.1	97,576	38.1	60,343	61.8	17,657	18.1	19,576	20.1	
18年度	257,234	51,985	50.3	97,726	38.0	58,827	60.2	19,981	20.4	18,918	19.4	
19年度	257,303	52,178	49.9	96,895	37.7	57,595	59.4	20,910	21.6	18,390	19.0	
20年度	262,333	43,784	40.1	77,811	29.7	72,132	92.7	5,679	7.3	---	---	
21年度	262,050	43,693	39.7	78,500	30.0	74,112	94.4	4,388	5.6	---	---	
22年度	261,829	43,992	39.7	78,497	30.0	74,027	94.3	4,470	5.7	---	---	
23年度	261,094	44,077	39.6	78,188	29.9	73,723	94.3	4,465	5.7	---	---	
24年度	259,640	43,864	39.8	77,198	29.7	73,236	94.9	3,962	5.1	---	---	
25年度	258,262	43,766	39.5	76,221	29.5	72,691	95.4	3,530	4.6	---	---	

人口は行政概要による年度末のもの。
加入世帯数、被保険者数は国民健康保険事業状況報告書(事業年報)等による。



介護保険第2号被保険者数 (年度平均)

年度	対象者	人口比	被保険者比
	人	%	%
12	28,610	11.3	33.5
13	28,953	11.4	32.8
14	29,734	11.7	32.4
15	30,410	12.0	32.0
16	30,914	12.1	31.9
17	30,776	12.0	31.5
18	29,962	11.6	30.7
19	28,850	11.2	29.8
20	27,900	10.6	35.9
21	27,756	10.6	35.4
22	28,028	10.7	35.7
23	28,332	10.9	36.7
24	25,306	9.7	32.8
25	26,560	10.3	34.8

介護保険第2号被保険者数は
事業年報による年度平均。

(2) 国民健康保険税の収納状況について

保険税収納率向上対策として、年間を通した収納実績や徴収嘱託員、口座振替、コンビニ収納、短期証の更新状況、督促・催告状発送状況、滞納処分状況等を踏まえて、毎年次年度の収納率向上対策事業計画を策定し、実施するとともに、随時評価分析を関係各課を交えて行っています。

平成26年度は、口座振替の勧奨、特に新規加入世帯への勧奨や、休日開庁及び4か月の短期被保険者証（通称：短期証）更新時の納付相談・指導等の機会を通じ、滞納の減少に努めています。特に現年課税分の滞納者に対しては、早期に納付指導を行い、一括納付が難しい場合には、分割納付を指導しています。また、支払能力がありながら納付相談や納付指導等に応じない世帯には、被保険者資格証明書（通称：資格書、平成26年12月末現在で39世帯、40人）を交付しています。ただし、以前から18歳以下の子どもがいる世帯には資格書の交付はしていませんでしたが、平成22年7月から18歳以下の子どもには短期証の交付もしないこととし、通常の被保険者証を交付しています。さらに預貯金や生命保険等の財産調査も行い、交付要求や差押えなどの滞納処分についても重点的に実施しています。

現年課税分収納率については、税率改定を行った平成10年度は89.69%でそれまでの最低となりましたが、以後微増傾向が続いていました。しかし、平成20年度は医療制度改革の影響や秋以降の経済雇用状況により、収納率は前年度比で2.99%の大幅な減少となり、88.45%となりました。その後平成21年度はさらに下がりましたが、平成22年度は前年度比で0.99%増加の88.96%、平成23年度は前年度比で0.16%減少の88.80%、平成24年度は前年度比で0.20%増加の89.00%、平成25年度は前年度比で0.28%減少の88.72%とここ数年は増減を繰り返しています。県内19市平均は90.58%で、本市は上位から14番目でした。

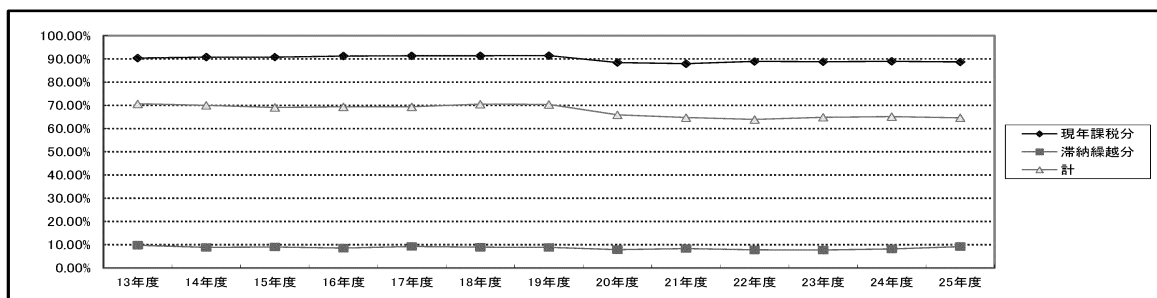
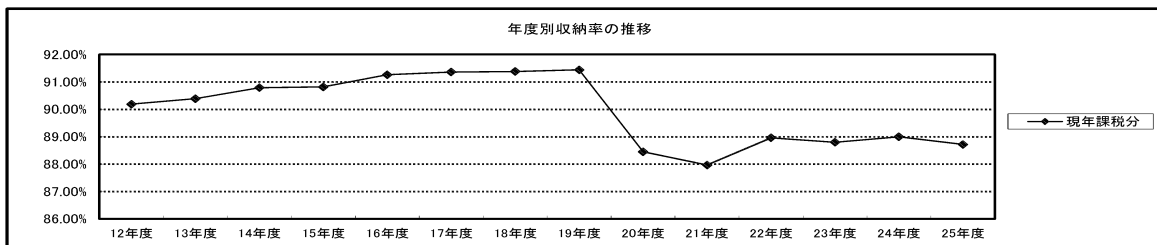
滞納繰越分を含めた全収納率は、平成10年度は75.26%で、以後下降傾向が続き平成15年度は69.15%となりました。平成16年度からは69.40%と微増に転じ、平成18年度は70.54%となり、70%台を回復し、さらに平成19年度は70.44%となりました。しかし、平成20年度は65.94%と大幅に減少し、その後も平成21年度64.79%、平成22年度63.94%と減少しました。平成23年度は64.88%、平成24年度は65.18%と増加しましたが、平成25年度は64.66%と再び減少しました。

ア 年度別収納率の推移

国民健康保険税 年度別収納率の推移

区 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
現年課税分	90.19%	90.39%	90.79%	90.82%	91.26%	91.36%	91.38%	91.44%	88.45%	87.97%	88.96%	88.80%	89.00%	88.72%
滞納繰越分	8.30%	9.80%	8.87%	9.05%	8.57%	9.28%	8.94%	8.85%	7.86%	8.35%	7.81%	7.73%	8.20%	9.21%
計	71.76%	70.70%	70.03%	69.15%	69.40%	69.40%	70.54%	70.44%	65.94%	64.79%	63.94%	64.88%	65.18%	64.66%

※この表の「収納率」は還付未済額を収入済額から除いて算出している。



県下19市現年度収納率

区分	年度	15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25	
		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
	1 横浜市	87.83%	18	87.93%	17	88.76%	16	89.07%	15	89.38%	13	87.31%	14	87.34%	11	87.50%	12	88.87%	10	89.91%	8	91.50%	5
	2 川崎市	87.96%	17	87.79%	18	88.55%	17	88.48%	17	88.79%	16	85.03%	19	85.49%	16	87.26%	13	88.29%	13	90.02%	6	91.53%	4
	3 横須賀市	91.39%	5	91.32%	6	91.72%	5	91.39%	6	91.48%	5	88.56%	6	88.64%	4	88.55%	8	89.84%	6	89.92%	7	90.31%	8
税	4 平塚市	90.82%	7	91.26%	7	91.36%	7	91.38%	7	91.44%	6	88.45%	7	87.97%	6	88.96%	5	88.80%	11	89.00%	12	88.72%	15
	5 鎌倉市	94.80%	1	94.70%	1	94.32%	1	94.45%	1	94.07%	2	91.30%	2	90.98%	2	91.28%	2	92.10%	2	91.92%	2	92.91%	2
	6 藤沢市	89.55%	13	89.40%	13	88.99%	14	89.17%	14	88.94%	14	86.38%	15	85.74%	15	87.61%	11	88.70%	12	89.09%	11	90.19%	9
	7 小田原市	90.23%	10	89.89%	10	90.49%	8	90.43%	9	90.59%	9	87.82%	10	86.35%	12	85.25%	18	85.34%	19	86.63%	17	88.93%	13
	8 茅ヶ崎市	93.13%	3	92.79%	3	92.51%	3	92.67%	3	92.76%	3	89.84%	3	88.66%	3	88.87%	6	89.93%	5	90.79%	5	91.17%	6
	9 逗子市	94.18%	2	93.82%	2	94.01%	2	94.35%	2	95.31%	1	93.80%	1	92.52%	1	92.89%	1	94.13%	1	93.52%	1	93.81%	1
税	10 相模原市	88.60%	15	88.57%	15	90.20%	10	90.27%	11	90.11%	10	87.56%	12	86.26%	13	86.07%	16	86.23%	17	86.59%	19	87.14%	19
税	11 三浦市	90.33%	9	90.07%	9	90.08%	11	90.73%	8	90.72%	8	88.39%	8	87.90%	7	88.46%	9	89.42%	7	89.10%	10	89.72%	11
税	12 秦野市	90.90%	6	91.53%	5	92.10%	4	91.84%	4	90.94%	7	89.23%	4	88.42%	5	89.50%	3	90.35%	3	90.85%	4	91.17%	6
	13 厚木市	88.44%	16	88.06%	16	87.05%	19	87.17%	19	87.65%	19	85.76%	17	84.92%	18	87.02%	14	87.55%	14	87.73%	14	88.89%	14
税	14 大和市	88.97%	14	88.84%	14	88.78%	15	88.70%	16	88.33%	17	85.99%	16	85.05%	17	85.82%	17	86.42%	16	86.88%	16	87.44%	17
税	15 伊勢原市	90.44%	8	90.42%	8	90.38%	9	89.54%	12	88.81%	15	88.23%	9	87.87%	8	89.42%	4	90.04%	4	89.72%	9	89.77%	10
税	16 海老名市	90.00%	11	89.88%	11	89.86%	12	90.30%	10	89.95%	11	87.76%	11	87.54%	10	88.74%	7	88.92%	9	88.43%	13	89.68%	12
税	17 座間市	87.38%	19	87.50%	19	87.51%	18	87.62%	18	87.85%	18	85.17%	18	84.10%	19	84.88%	19	85.99%	18	86.94%	15	87.24%	18
	18 南足柄市	92.21%	4	91.57%	4	91.71%	6	91.79%	5	91.68%	4	88.92%	5	87.82%	9	86.54%	15	86.60%	15	86.63%	17	87.80%	16
税	19 綾瀬市	89.58%	12	89.52%	12	89.49%	13	89.29%	13	89.55%	12	87.50%	13	86.18%	14	87.83%	10	89.22%	8	91.30%	3	92.45%	3
	19市平均	88.92%		88.92%		89.47%		89.61%		89.75%		87.18%		86.90%		87.51%		88.52%		89.37%		90.60%	

※税 9市

神奈川県国保指導グループ作成資料から

本市25年度(還付未済額を含まず)

現年度収納率 88.72% (△0.28ポイント)

過年度収納率 9.21% (1.01ポイント)

全体の収納率 64.66% (△0.52ポイント)

(税-決算概要-25決算-県下現年度分収納率)

ウ 保険税（料）1人当たり及び1世帯当たり現年度分課税額（調定額）年度別推移

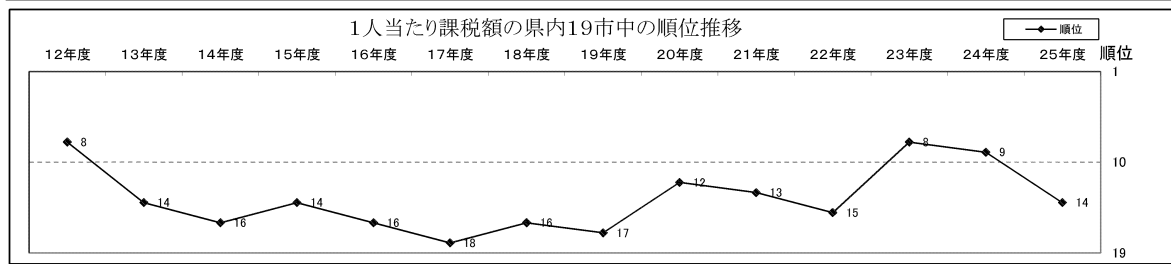
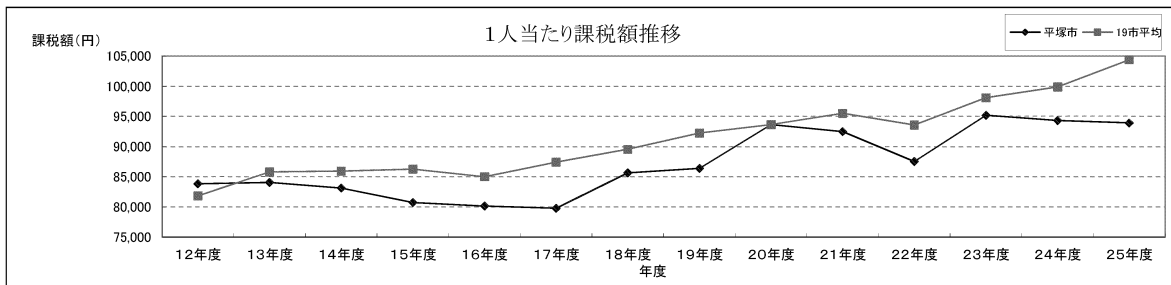
平成20年度は医療制度改革と税率等の引上げ改定の効果により、1人当たりの調定額は前年度に比べ増額となり、県下19市中17位から12位になりました。その後、平成21年度は13位、平成22年度は15位に下がり、平成23年度は税率の引き上げ改定を行ったこともあり8位に上がりましたが、平成24年度は9位に、平成25年度は14位に下がっています。また、平成20年度は1世帯当たりの調定額も前年度に比べ増額となり、県下19市中14位から12位になりました。その後、平成21年度は12位、平成22年度は15位に下がり、平成23年度は7位に上がりましたが、平成24年度は9位に、平成25年度は13位に下がっています。

●国民健康保険税 1人当たり及び1世帯当たり課税額（調定額）推移

○1人当たり課税額の推移（現年度分）

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
平塚市	83,846	84,077	83,142	80,743	80,161	79,799	85,650	86,396	93,658	92,493	87,547	95,204	94,331	93,938	
19市平均	81,850	85,804	85,938	86,280	85,018	87,425	89,557	92,260	93,643	95,526	93,584	98,101	99,902	104,410	
順位	8	14	16	14	16	18	16	17	12	13	15	8	9	14	

(単位：円)



※ 順位は、課税額の高額順による。
※ 国保団体連合会資料により作成

保険税（料）1人当たり調定額年度推移（現年度分）

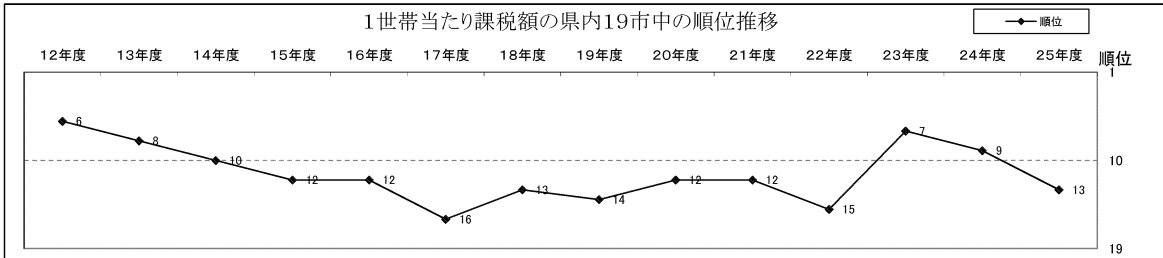
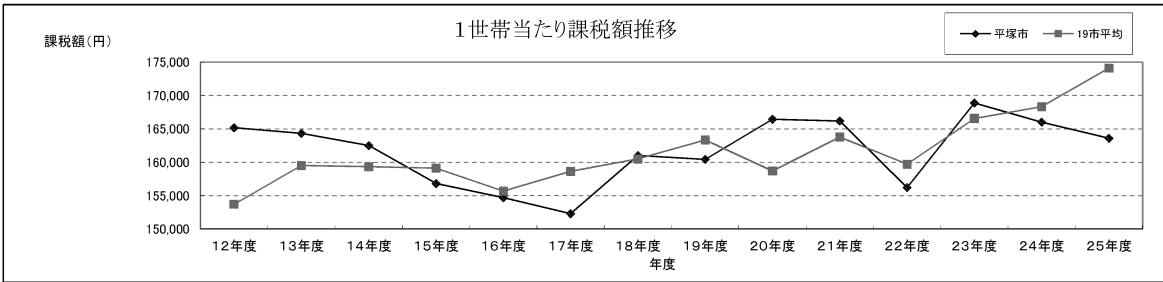
保険者名	16年度			17年度			18年度			19年度			20年度			21年度			22年度			23年度			24年度			25年度		
	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比			
平塚市	80,161	16	99.28%	79,799	18	99.55%	85,650	16	107.33%	86,396	17	100.87%	93,658	12	108.41%	92,493	13	98.76%	87,547	15	94.65%	95,204	8	108.75%	94,331	9	99.08%	93,938	14	99.58%
鎌倉市	81,358	14	99.83%	82,570	16	101.49%	88,341	11	106.99%	91,527	11	103.61%	94,670	10	103.43%	94,728	9	100.06%	94,251	6	99.50%	98,199	6	104.19%	97,128	7	98.91%	98,180	9	101.08%
藤沢市	78,993	18	99.46%	89,212	5	112.94%	97,549	2	109.35%	98,219	2	100.69%	103,884	1	105.77%	105,674	2	101.72%	99,063	3	93.74%	98,925	5	99.86%	98,280	5	99.35%	102,160	5	103.95%
小田原市	93,632	1	102.45%	96,162	1	102.70%	96,530	3	100.38%	95,796	5	99.24%	100,889	4	105.32%	102,168	5	101.27%	104,833	2	102.61%	105,250	2	100.40%	103,924	3	98.74%	105,381	4	101.40%
茅ヶ崎市	85,413	7	99.14%	87,604	6	102.57%	88,996	9	101.59%	90,313	13	101.48%	91,084	14	100.85%	92,268	14	101.30%	92,952	8	100.74%	91,560	12	98.50%	96,634	8	105.54%	100,788	7	104.30%
逗子市	83,566	12	99.56%	83,582	13	100.02%	85,611	17	102.43%	87,460	16	102.16%	85,207	19	97.42%	87,262	18	102.41%	84,125	18	96.41%	82,904	18	98.55%	82,152	18	99.09%	84,123	18	102.40%
相模原市	84,227	10	99.16%	85,464	9	101.47%	85,855	15	100.46%	92,418	8	107.64%	95,893	9	103.76%	94,965	8	99.03%	92,287	10	97.18%	91,618	11	99.28%	91,001	14	99.33%	95,017	12	104.41%
三浦市	80,933	15	103.94%	78,959	19	97.56%	80,054	19	101.39%	82,279	19	102.78%	88,569	16	107.64%	88,587	17	100.02%	89,671	14	101.22%	91,670	10	102.23%	91,311	13	99.61%	96,725	10	105.93%
秦野市	79,628	17	98.92%	82,569	17	103.69%	86,381	13	104.62%	88,691	15	102.67%	91,464	13	103.13%	90,431	15	98.87%	90,018	13	99.54%	90,337	13	100.35%	89,175	15	98.71%	89,308	17	100.15%
厚木市	90,254	2	101.70%	95,867	2	106.22%	95,716	4	99.84%	97,754	3	102.13%	100,499	5	102.81%	93,652	10	93.19%	90,530	11	96.67%	89,519	15	98.88%	92,989	11	103.88%	96,336	11	103.60%
大和市	87,811	3	98.65%	87,598	7	99.76%	91,676	8	104.66%	92,278	9	100.66%	103,244	2	111.88%	102,529	4	99.31%	97,216	5	94.82%	96,503	7	99.27%	98,175	6	101.73%	98,361	8	100.19%
伊勢原市	85,950	5	99.50%	85,464	9	99.43%	102,420	1	119.84%	103,574	1	101.13%	96,888	7	93.54%	97,782	6	100.92%	92,743	9	94.85%	92,865	9	100.13%	92,550	12	99.66%	101,645	6	109.83%
海老名市	84,453	9	108.49%	85,389	12	101.11%	94,185	5	110.30%	95,264	7	101.15%	96,439	8	101.23%	95,782	7	99.32%	90,293	12	94.27%	89,994	14	99.67%	93,941	10	104.39%	94,182	13	100.26%
座間市	83,211	13	99.92%	82,652	15	99.33%	84,334	18	102.04%	85,912	18	101.87%	86,117	18	100.24%	85,530	19	99.32%	79,909	19	93.43%	78,322	19	98.01%	77,291	19	98.68%	82,482	19	106.72%
南足柄市	85,750	6	101.85%	89,948	4	104.90%	92,408	6	102.73%	96,030	4	103.92%	99,974	6	104.11%	106,612	1	106.64%	114,674	1	107.56%	118,722	1	103.53%	120,041	1	101.11%	114,805	1	95.64%
綾瀬市	78,710	19	98.44%	85,455	11	108.57%	85,965	14	100.60%	91,754	10	106.73%	94,152	11	102.61%	93,218	11	99.01%	85,282	16	91.49%	84,713	16	99.33%	84,113	16	99.29%	91,457	16	108.73%
市平均	85,018		98.54%	87,425		102.83%	89,557		102.44%	92,260		103.02%	93,643		101.50%	95,526		102.01%	93,584		97.97%	98,101		104.83%	99,902		101.84%	104,410		104.51%

※ 順位は、調定額の高額順による。
※ 国保団体連合会資料により作成

○1世帯当たり課税額の推移（現年度分）

(単位：円)

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
平塚市	165,174	164,317	162,503	156,812	154,695	152,286	161,012	160,439	166,445	166,175	156,214	168,883	166,016	163,598	
19市平均	153,710	159,514	159,348	159,115	155,682	158,642	160,504	163,347	158,685	163,783	159,710	166,570	168,331	174,113	
順位	6	8	10	12	12	16	13	14	12	12	15	7	9	13	



※ 順位は、課税額の高額順による。
 ※ 国保団体連合会資料により作成

保険税（料）1世帯当り調定額年度推移（現年度分）

(単位円)

年度	16年度			17年度			18年度			19年度			20年度			21年度			22年度			23年度			24年度			25年度		
	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比	調定額	順位	前年比
横浜市	153,904	15	95.3%	154,323	14	100.2%	154,179	17	99.9%	157,181	17	101.9%	145,582	18	92.6%	155,098	16	106.5%	155,507	16	100.2%	170,175	6	109.4%	176,519	3	103.7%	184,136	2	104.3%
川崎市	154,032	14	100.6%	164,109	8	106.5%	162,110	12	98.7%	165,992	11	102.3%	168,861	10	101.7%	173,549	7	102.7%	163,707	9	94.3%	170,419	5	104.1%	168,289	8	98.7%	172,715	8	102.6%
横浜質市	150,694	16	98.5%	148,410	17	98.4%	156,806	15	105.0%	157,823	16	100.6%	150,743	16	95.5%	152,224	17	100.9%	144,746	17	95.0%	143,799	17	99.3%	141,461	17	98.3%	157,179	16	111.1%
平塚市	154,695	12	98.6%	152,286	16	98.4%	161,012	13	105.7%	160,439	14	99.6%	166,445	12	103.7%	166,175	12	99.8%	156,214	15	94.0%	168,883	7	108.1%	166,016	9	98.3%	163,598	13	98.5%
鎌倉市	144,338	19	99.4%	145,470	19	100.7%	154,228	16	106.0%	158,297	15	102.6%	154,973	15	97.9%	159,045	15	102.6%	157,445	14	98.9%	163,156	10	103.6%	160,406	13	98.3%	160,902	15	100.3%
藤沢市	147,234	18	98.7%	164,712	6	111.8%	178,153	4	108.1%	177,187	4	99.4%	180,040	2	101.6%	185,904	2	103.2%	173,377	3	93.2%	172,326	4	99.3%	169,853	6	98.5%	174,924	7	102.9%
小田原市	179,288	1	101.7%	181,982	2	101.5%	180,696	3	99.2%	177,035	7	97.9%	176,282	5	99.5%	181,307	3	102.8%	184,975	2	102.0%	184,556	2	99.7%	180,855	2	97.9%	181,265	3	100.2%
茅ヶ崎市	160,767	8	98.6%	163,650	9	101.7%	164,329	10	100.4%	165,488	12	100.7%	160,191	14	96.8%	164,588	13	102.7%	165,157	7	100.3%	162,274	11	98.2%	170,281	5	104.9%	175,615	6	103.1%
逗子市	147,425	17	99.1%	146,344	18	99.2%	148,525	19	101.4%	150,487	18	101.3%	143,587	19	95.4%	146,210	19	101.8%	141,042	18	96.4%	139,033	18	98.5%	136,825	18	98.4%	139,428	18	101.9%
相模原市	158,549	9	98.5%	160,092	12	100.9%	159,200	14	99.4%	169,123	8	106.2%	168,356	11	99.5%	168,107	11	99.8%	162,547	11	96.6%	160,337	13	98.6%	157,882	14	98.4%	162,983	14	103.2%
三浦市	170,757	3	102.7%	164,335	7	96.3%	163,332	11	99.2%	165,289	13	101.2%	169,328	9	102.4%	171,380	9	101.2%	171,699	4	100.1%	174,142	3	101.4%	172,367	4	98.9%	180,900	4	104.9%
茅野市	155,168	11	98.1%	159,787	13	102.9%	165,485	9	103.5%	168,131	9	101.6%	162,618	13	96.7%	163,767	14	100.7%	163,560	10	99.8%	159,741	14	97.6%	156,831	15	98.1%	155,654	17	99.2%
厚木市	175,906	2	100.6%	184,838	1	105.0%	182,021	2	98.4%	183,676	2	100.9%	181,315	1	98.7%	170,151	10	93.8%	163,756	8	96.2%	160,867	12	98.2%	165,579	10	102.9%	169,370	9	102.2%
大和市	163,075	6	98.9%	161,761	11	99.1%	167,359	8	103.4%	166,430	10	99.4%	179,256	3	107.7%	179,536	4	100.1%	168,897	5	94.0%	166,892	8	98.1%	168,329	7	100.8%	166,506	10	98.9%
伊勢原市	168,470	4	98.4%	165,625	5	98.3%	195,742	1	118.1%	195,835	1	100.0%	178,815	4	91.3%	178,288	5	99.7%	167,694	6	94.0%	166,602	9	99.3%	164,241	12	98.5%	178,315	5	108.5%
海老名市	162,390	7	107.8%	163,066	10	100.4%	177,231	5	108.6%	177,055	6	99.9%	172,570	8	97.4%	171,851	8	99.8%	160,866	12	93.6%	159,691	15	99.2%	165,000	11	103.3%	163,896	12	99.3%
座間市	154,554	13	99.1%	152,411	15	98.6%	152,516	18	100.0%	150,158	19	98.4%	149,104	17	99.3%	149,369	18	100.1%	139,077	19	93.1%	135,116	19	97.1%	132,079	19	97.7%	139,343	19	105.5%
南足柄市	166,966	5	101.2%	173,718	3	104.0%	176,069	6	101.3%	181,248	3	102.9%	174,229	7	96.1%	189,900	1	108.9%	216,598	1	114.0%	223,300	1	103.0%	211,261	1	94.6%	199,136	1	94.2%
綾瀬市	156,411	10	97.9%	168,139	4	107.5%	167,496	7	99.6%	177,107	5	105.7%	175,614	6	99.1%	174,589	6	99.4%	158,231	13	90.6%	156,300	16	98.7%	153,497	16	98.2%	165,141	11	107.9%
市平均	155,682		97.8%	158,642		101.9%	160,504		101.1%	163,347		101.7%	158,685		97.1%	163,783		103.2%	159,710		97.5%	166,570		104.3%	168,331		101.0%	174,113		103.4%

※ 順位は、調定額の高額順による。
 ※ 国保団体連合会資料により作成

(3) 高齢受給者による国保財政への影響

平成14年10月から老人保健制度の医療対象者年齢が、70歳から75歳（平成19年10月に経過措置が終わり75歳以上）に段階的に上げられ、それまでは老人保健制度に移行していた70歳に到達した被保険者が高齢受給者として国民健康保険に残ることになりました。保険給付割合も原則9割ということも相まって医療費の増加傾向が続きました。

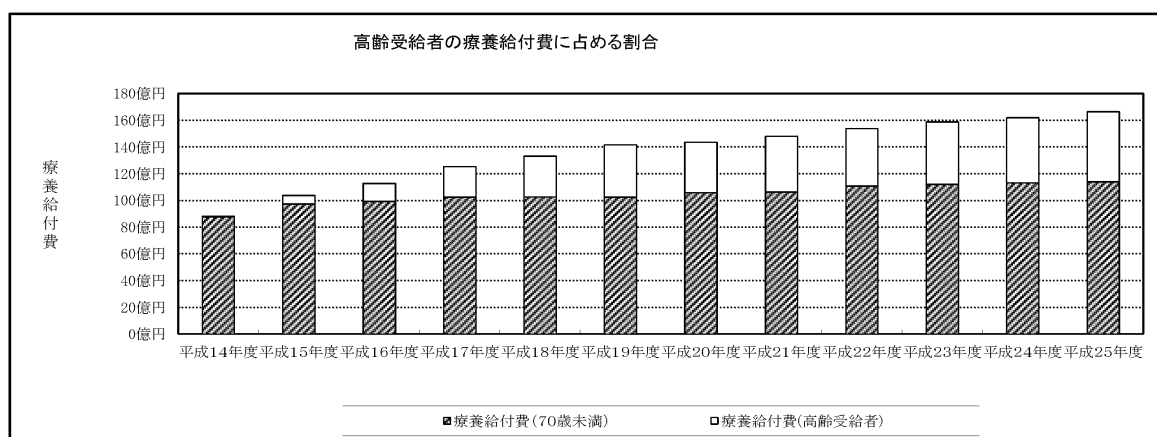
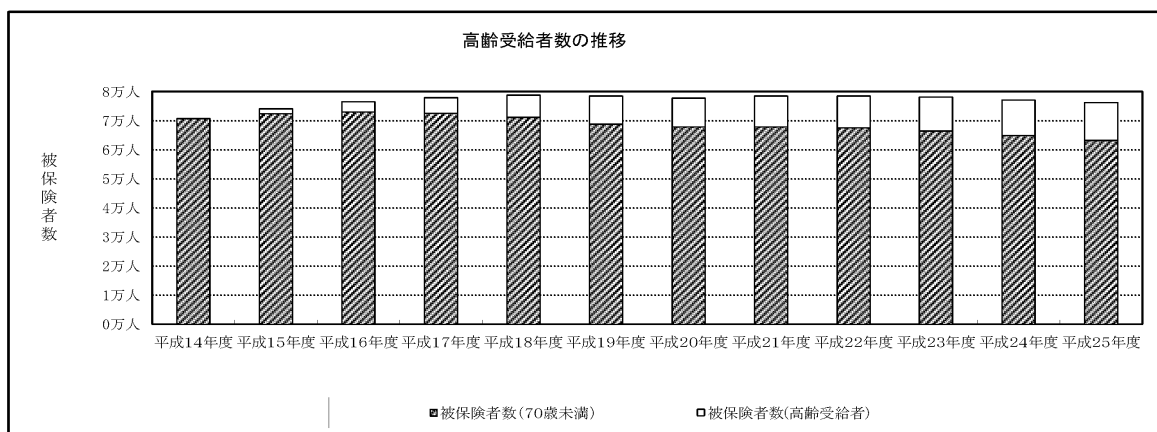
平成20年度からは、高齢受給者の給付割合が原則8割となりましたので、一時的には保険給付費は抑制されましたが、平成21年度以降は高齢受給者の増加とともに伸びています。

(70歳以上の方（現役並み所得者を除く）の一部負担金は、指定公費負担医療として国が1割を負担し、高齢受給者の患者窓口負担を原則1割に据置く特例措置が平成20年度から25年度までとられていました。この2割から1割に据置かれている特例措置は、平成26年4月2日以降新たに70歳に到達された方から順次本来の2割負担となり、すでに1割に据置かれている方は75歳の誕生日の前日まで延長されることとなりました。)

ア 高齢受給者数の推移と保険給付費の伸び

●療養給付費に占める高齢受給者の割合

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
被保険者数(老健を除く) (人)	70,822	74,162	76,550	78,000	78,808	78,505	77,811	78,500	78,497	78,188	77,198	76,221	
療養給付費 (千円)	8,826,368	10,371,730	11,266,802	12,508,804	13,312,764	14,162,983	14,341,489	14,795,603	15,369,768	15,867,087	16,196,358	16,635,113	
内訳	被保険者数(70歳未満) (人)	70,674	72,516	73,086	72,543	71,230	68,865	67,843	67,813	67,507	66,515	64,909	63,203
	療養給付費(70歳未満) (千円)	8,770,942	9,738,359	9,918,348	10,255,570	10,259,437	10,249,167	10,575,789	10,619,692	11,065,458	11,207,398	11,298,688	11,385,065
	被保険者数(高齢受給者) (人)	148	1,646	3,466	5,457	7,578	9,640	9,968	10,687	10,990	11,673	12,289	13,018
	被保険者数(高齢受給者) 構成比	(0.21%)	(2.22%)	(4.53%)	(7.00%)	(9.62%)	(12.28%)	(12.81%)	(13.61%)	(14.00%)	(14.93%)	(15.92%)	(17.08%)
	療養給付費(高齢受給者) (千円)	55,426	633,371	1,348,454	2,253,234	3,053,327	3,913,816	3,765,700	4,175,911	4,304,310	4,659,689	4,897,670	5,250,048
療養給付費(高齢受給者) 構成比	(0.63%)	(6.11%)	(11.97%)	(18.01%)	(22.94%)	(27.63%)	(26.26%)	(28.22%)	(28.01%)	(29.37%)	(30.24%)	(31.56%)	



2 平成27年度国民健康保険事業運営基本方針

近年、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより医療費が増大しています。さらに高齢者や失業者などが多く加入する国民健康保険は、保険税の収入率が伸び悩んでおり、厳しい財政運営が続いている状況です。

政府は平成27年1月13日、社会保障制度改革推進本部の第3回会合で次期医療保険改革の骨子を決定しました。国民健康保険改革については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うことや、市町村は、保険税の賦課徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業などを引き続き担うことなど昭和36年度の国民皆保険達成以来の大きな理念変更を伴う改革方針が盛り込まれました。本市としても、この骨子に基づき、今後通常国会に提出される改正法案等について注視していきます。

また、被保険者へは、国民健康保険事業の運営に当たって理解と協力が得られるように、パンフレット、「広報ひらつか」、ホームページ、FM湘南ナパサの「健康福祉ふれあい広場」等を通じて広報し、国民健康保険制度と本市国民健康保険の現状について周知に努めて参ります。

(1) 国民健康保険税課税事務の円滑かつ適正な実施

国民健康保険税の適正な課税処理に努め、地方税法等の改正があった場合は、速やかに、かつ的確に対応します。

財政状況については、平成26年度の決算状況と平成27年度上期の状況を評価、分析します。そして、この結果と本市を取り巻く社会経済情勢を鑑みつつ、中長期的視野から国民健康保険財政健全化に向けた給付と負担のバランスを考慮し、必要があると認められるときは平成28年度に向けて保険税率等の見直しを行います。

(2) 国民健康保険税収納率向上対策（目標 現年課税分収納率 90.0%）

- ・納付環境の円滑な運用の整備（導入済のもの）
 - ◇当初納税通知書をコンビニ対応納付書に
 - ◇納付書付き督促状（平成21年12月から実施）
 - ◇普通徴収の納期ごとの分割金額の端数処理を千円未満から百円未満とし、最初の納期とその後の納期の納付金額を平準化（平成22年度）
 - ◇年金からの特別徴収を実施（平成22年10月から実施）
 - ◇収納実務経験者を1名配置
- ・財産調査を含む高額滞納者に対する滞納処分の強化
- ・口座振替の勧奨、特に新規加入世帯への勧奨
- ・短期証期限の見直し（4か月から6か月）による収納事務の効率化
- ・早期滞納者に対し、電話催促や戸別訪問による納付指導
- ・資格書及び短期証交付世帯における接触機会の確保と納付指導
- ・居所不明調査に基づく執行停止の計画的実施及び徴収見込みのない世帯の執行停止
- ・休日開庁（月例）を利用した納付及び納付相談の実施
- ・定期的な休日臨戸訪問（年6回）の実施
- ・徴収嘱託員と収納担当者との連携の強化
- ・所得未申告者の調査
- ・納付困難な世帯への減免制度の周知・活用
- ・未納が解消しない世帯に財産調査を実施し、「財産調査着手事前通知書」や「差押処分実施通知書」を送付

(3) 被保険者資格適用の適正化

- ・医療保険未加入者や医療保険二重加入者等に対する広報

〔 広報については、パンフレット配布、広報ひらつか、ホームページ、FM 湘南ナパサ
「健康福祉ふれあい広場」等の各広報メディアの活用 〕

- ・居所不明の調査及び医療保険二重加入者の資格の適正化

(4) 医療費適正化

- ・レセプト点検専門嘱託員によるレセプト内容点検の習熟度の向上
- ・「傷病原因調査一覧」を有効に活用し、第三者加害行為事故、労災事故等の発見に努める
- ・医療費通知を年 4 回実施
- ・ジェネリック医薬品差額通知を年 3 回実施
- ・被保険者証の交付時に、裏面の臓器提供意思表示欄の個人情報保護のため、ジェネリック医薬品希望意思表示シールを配布
- ・療養費支給申請書の二次点検及び被保険者調査を毎月実施
- ・療養費支給申請書の被保険者調査結果に基づく、療養費支給申請書の点検の充実を図る
- ・減額査定通知を年 2 回実施
- ・重複・多重受診者に対し、医療機関と連携し、保健師による適正受診への指導（同行受診を含む）を実施
- ・国保団体連合会へ必要があると認められるときは海外療養費の不正受給対策業務を委託し、海外療養費支給の適正化に努める

(5) 保健事業の推進（特定健康診査・特定保健指導を含む）

- ・特定健康診査・特定保健指導実施計画（第 2 期）に基づく円滑な事業展開の実施
 - ◇特定健康診査・特定保健指導の認知度を上げ、受診率及び実施率を向上するための広報の充実（ポスター掲示による効果的な特定健康診査の周知等）
 - ◇個別通知する受診券やお知らせ文の改善
- ・特定健康診査未受診者対策
 - ◇ダイレクトメール（DM）による特定健康診査受診勧奨の実施
（年 2 回の送付に加え、節目年齢の方へ受診を促す内容の DM を別途送付）
- ・国民健康保険人間ドック実施機関の拡充を図る（特定健康診査関連事業として）
- ・関係部署（健康課（保健センター）、平塚市民病院）との連携
 - ◇特定保健指導（健康課）
 - ◇健康総合相談窓口（平塚市民病院）
- ・適切、時宜的なパンフレットの窓口配布

3 平成27年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要

- (1) 平成27年度当初予算案の歳入歳出総額は、338億8,100万円で、前年度当初予算と比べ39億8,800万円増、率にして13.3%増となります。当初予算の総額が大きく増加したことにつきましては、平成27年度から市町村国保の都道府県単位の保険財政共同事業について、事業対象をすべての医療費に拡大することとなったことが大きな要因となります。

当初予算編成に当たって被保険者数の推計では、昨年を引き続き一般被保険者、退職被保険者等及び介護保険第2号被保険者は減少しており、特に退職者医療制度が平成27年度から段階的に廃止されるため、退職被保険者等は大きく減少しています。また、一般被保険者うち前期高齢者数の推計では、昨年に引き続き増加しています。被保険者数の減少と高齢化の進展により、歳入の保険税収入は減少し、歳出の保険給付費は一般被保険者分の療養給付費、高額療養費は増加するものの、退職被保険者等分の療養給付費、療養費、高額療養費は被保険者数の減少が大きく影響し、減少すると見込んでいます。

- (2) 歳入においては、国民健康保険税は前年度当初予算と比べて、一般被保険者分は2,574万円余減、退職被保険者等分は1億1,159万円余減となり、全体では1億3,734万円余減の63億5,356万円余を計上しています。

国庫支出金は、定率国庫負担金である療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金等の交付見込額として55億8,076万円余を計上しています。

療養給付費交付金は退職者医療制度による交付金で、歳出の退職被保険者等に係る療養給付費等の保険給付費、後期高齢者支援金等に対する交付金見込額として11億3,397万円余を計上しています。

前期高齢者交付金は、平成21年度から平成26年度までの交付実績から推計して、81億85万円余を計上しています。

県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、県財政調整交付金として16億4,249万円余を計上しています。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を合わせて71億9,398万円余を計上しています。

繰入金は、法定繰入金とその他一般会計繰入金を計上しています。その他一般会計繰入金は、財政援助的な繰入金で、被保険者の負担を軽減し、国保財政の健全化を図る目的から18億9,427万円余を計上しています。全体として繰入金は34億280万円余を計上しています。

- (3) 歳出においては、保険給付費の一般被保険者分の療養給付費、高額療養費は、被保険者数は減少するものの、1人当たり保険者負担額は増加すると見込み、増で計上しています。また、退職被保険者等分の療養給付費、療養費、高額療養費は、対象となる元的人数が少ないことから退職被保険者等的人数の減少が大きく影響すると見込み、減で計上しています。保険給付費全体では前年度当初予算の0.8%減の200億7,284万円余を計上しています。

後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等は、平成21年度から平成26年度までの実績から推計し、後期高齢者支援金等が前年度当初予算の0.6%増の43億3,022万円余を、前期高齢者納付金等が前年度当初予算の15.4%減の632万円余を計上しています。

老人保健拠出金は、老人保健制度が平成20年3月31日で廃止されていることから、精算処理の所要見込額を計上しています。

介護納付金は、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの介護保険2号被保険

者数の減少と 1 人当り負担額の伸び率、実績等を勘案し、前年度当初予算より 4.5%減の 15 億 8,136 万円余を計上しています。

保健事業費は、前年度当初予算では科目のなかった病院事業費が設定されたこともあって、前年度当初予算に対して 8.9%増の 2 億 5,568 万円余を計上しています。

当初予算総括表(2)

平成27年度当初予算総括表

H27.1.16 単位 千円

歳入		入		
科 目	27年度当初	26年度当初	比 較	
1 国民健康保険税	6,353,562	6,490,905	▲137,343 (97.9)	
一般被保険者国民健康保険税	6,120,379	6,146,123	▲25,744 (99.6)	
現年課税分	5,866,791	5,900,616	▲33,825 (99.4)	
一般被保険者医療給付費分現年課税分	4,420,306	4,452,349	▲32,043 (99.3)	
一般被保険者後期高齢者支援金分現年課税分	1,023,019	1,029,416	▲6,397 (99.4)	
一般被保険者介護納付金分現年課税分	423,466	418,851	4,615 (101.1)	
滞納繰越分	253,588	245,507	8,081 (103.3)	
一般被保険者医療給付費分滞納繰越分	184,438	179,112	5,326 (103.0)	
一般被保険者後期高齢者支援金分滞納繰越分	44,630	44,192	438 (101.0)	
一般被保険者介護納付金分滞納繰越分	24,520	22,203	2,317 (110.4)	
退職被保険者等国民健康保険税	233,183	344,782	▲111,599 (67.6)	
現年課税分	225,408	336,811	▲111,403 (66.9)	
退職被保険者等医療給付費分現年課税分	154,041	226,797	▲72,756 (67.9)	
退職被保険者等後期高齢者支援金分現年課税分	36,256	52,535	▲16,279 (69.0)	
退職被保険者等介護納付金分現年課税分	35,111	57,479	▲22,368 (61.1)	
滞納繰越分	7,775	7,971	▲196 (97.5)	
退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分	5,084	5,276	▲192 (96.4)	
退職被保険者等後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,306	1,324	▲18 (98.6)	
退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分	1,385	1,371	14 (101.0)	
2 一部負担金	20	20	0 (100.0)	
3 国庫支出金	5,580,769	5,458,077	122,692 (102.2)	
国庫負担金	5,186,719	5,140,467	46,252 (100.9)	
療養給付費等負担金(現年度分)	4,979,189	4,930,549	48,640 (101.0)	
療養給付費等負担金(過年度分)	10	10	0 (100.0)	
高額医療費共同事業負担金	176,776	181,440	▲4,664 (97.4)	
特定健康診査等負担金(現年度分)	30,734	28,458	2,276 (108.0)	
特定健康診査等負担金(過年度分)	10	10	0 (100.0)	
国庫補助金	394,050	317,610	76,440 (124.1)	
財政調整交付金	383,974	317,600	66,374 (120.9)	
災害臨時特例補助金	10	10	0 (100.0)	
事務費補助金	10,066		10,066	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金			0	
4 療養給付費等交付金	1,133,972	1,545,497	▲411,525 (73.4)	
療養給付費等交付金(現年度分)	1,133,962	1,545,487	▲411,525 (73.4)	
療養給付費等交付金(過年度分)	10	10	0 (100.0)	
5 前期高齢者交付金	8,100,858	7,932,881	167,977 (102.1)	
6 県支出金	1,642,496	1,517,264	125,232 (108.3)	
県負担金	207,510	209,898	▲2,388 (98.9)	
高額医療費共同事業負担金	176,776	181,440	▲4,664 (97.4)	
特定健康診査等負担金	30,734	28,458	2,276 (108.0)	
県補助金	1,434,986	1,307,366	127,620 (109.8)	
県財政調整交付金	1,434,986	1,307,366	127,620 (109.8)	
			0	
連合会支出金			0	
7 共同事業交付金	7,193,969	3,075,837	4,118,132 (233.9)	
高額医療費共同事業交付金	707,107	725,761	▲18,654 (97.4)	
保険財政共同安定化事業交付金	6,486,862	2,350,076	4,136,786 (276.0)	
8 財産収入	4	8	▲4 (50.0)	
9 繰入金	3,402,802	3,402,528	274 (100.0)	
保険基盤安定繰入金	942,107	923,276	18,831 (102.0)	
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	768,977	753,820	15,157 (102.0)	
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	173,130	169,456	3,674 (102.2)	
職員給与費等繰入金	381,599	345,411	36,188 (110.5)	
出産育児一時金等繰入金	99,120	111,440	▲12,320 (88.9)	
国保財政安定化支援事業繰入金	85,704	77,466	8,238 (110.6)	
その他一般会計繰入金	1,894,272	1,944,935	▲50,663 (97.4)	
10 繰越金	450,000	450,000	0 (100.0)	
11 諸収入	22,548	19,983	2,565 (112.8)	
延滞金、加算金及び過料	1,230	130	1,100 (946.2)	
一般被保険者延滞金	1,200	100	1,100 (1200.0)	
退職被保険者等延滞金	10	10	0 (100.0)	
一般被保険者加算金	10	10	0 (100.0)	
退職被保険者等加算金	10	10	0 (100.0)	
雑入	21,318	19,853	1,465 (107.4)	
一般被保険者第三者納付金	19,768	17,951	1,817 (110.1)	
退職被保険者等第三者納付金	40	40	0 (100.0)	
一般被保険者返納金	795	1,012	▲217 (78.6)	
退職被保険者等返納金	10	10	0 (100.0)	
指定公費負担医療立替交付金	700	840	▲140 (83.3)	
老人保健拠出金還付金	5		5	
歳入合計	33,881,000	29,893,000	3,988,000 (113.3)	

当初予算総括表(2)

当初予算総括表(2)

平成27年度当初予算総括表

H27.1.16 単位 千円

科 目	歳 出		比 較	
	27年度当初	26年度当初		
1 総務費	392,043	345,411	46,632	(113.5)
総務管理費	277,129	254,449	22,680	(108.9)
一般管理費	275,373	252,376	22,997	(109.1)
職員給与費	205,214	205,057	157	(100.1)
国民健康保険庶務事業	70,159	47,319	22,840	(148.3)
連合会負担金	1,756	2,073	▲317	(84.7)
徴税費	114,005	90,036	23,969	(126.6)
運営協議会費	909	926	▲17	(98.2)
2 保険給付費	20,072,848	20,229,241	▲156,393	(99.2)
療養諸費	17,660,281	17,815,424	▲155,143	(99.1)
一般被保険者療養給付費	16,550,389	16,365,741	184,648	(101.1)
退職被保険者等療養給付費	826,399	1,156,968	▲330,569	(71.4)
一般被保険者療養費	235,451	237,417	▲1,966	(99.2)
退職被保険者等療養費	8,999	14,111	▲5,112	(63.8)
審査支払手数料	39,043	41,187	▲2,144	(94.8)
高額療養費	2,240,162	2,222,671	17,491	(100.8)
一般被保険者高額療養費	2,118,483	2,043,010	75,473	(103.7)
退職被保険者等高額療養費	120,638	177,814	▲57,176	(67.8)
一般被保険者高額介護合算療養費	694	1,231	▲537	(56.4)
退職被保険者等高額介護合算療養費	347	616	▲269	(56.3)
移送費	500	500	0	(100.0)
一般被保険者移送費	300	250	50	(120.0)
退職被保険者等移送費	200	250	▲50	(80.0)
出産育児諸費	148,755	167,246	▲18,491	(88.9)
出産育児一時金	148,680	167,160	▲18,480	(88.9)
支払手数料	75	86	▲11	(87.2)
葬祭諸費	23,150	23,400	▲250	(98.9)
3 後期高齢者支援金等	4,330,227	4,305,241	24,986	(100.6)
後期高齢者支援金	4,329,867	4,304,886	24,981	(100.6)
後期高齢者関係事務費拠出金	360	355	5	(101.4)
4 前期高齢者納付金等	6,324	7,477	▲1,153	(84.6)
前期高齢者納付金	5,969	7,094	▲1,125	(84.1)
前期高齢者関係事務費拠出金	355	383	▲28	(92.7)
5 老人保健拠出金	300	300	0	(100.0)
老人保健医療費拠出金	100	100	0	(100.0)
老人保健事務費拠出金	200	200	0	(100.0)
6 介護納付金	1,581,364	1,655,237	▲73,873	(95.5)
7 共同事業拠出金	7,193,989	3,075,857	4,118,132	(233.9)
高額医療費共同事業拠出金	707,107	725,761	▲18,654	(97.4)
保険財政共同安定化事業拠出金	6,486,862	2,350,076	4,136,786	(276.0)
その他共同事業事務費拠出金	20	20	0	(100.0)
8 保健事業費	255,689	234,757	20,932	(108.9)
保健事業費	35,707	17,072	18,635	(209.2)
保健普及事業	16,007	17,072	▲1,065	(93.8)
病院事業費	19,700		19,700	
特定健康診査等事業費	219,982	217,685	2,297	(101.1)
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	205,007	202,710	2,297	(101.1)
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	14,975	14,975	0	(100.0)
9 基金積立金	4	8	▲4	(50.0)
10 諸支出金	43,212	34,471	8,741	(125.4)
償還金及び還付加算金	42,512	33,631	8,881	(126.4)
一般被保険者保険税還付金	37,880	29,400	8,480	(128.8)
退職被保険者等保険税還付金	2,116	2,116	0	(100.0)
償還金(国県支出金返還金)	5	5	0	(100.0)
償還金(特別返還金)			0	
一般被保険者還付加算金	2,406	2,005	401	(120.0)
退職被保険者等還付加算金	100	100	0	(100.0)
療養給付費等交付金返還金	5	5	0	(100.0)
指定公費負担医療立替金	700	840	▲140	(83.3)
11 予備費	5000	5000	0	(100.0)
歳 出 合 計	33,881,000	29,893,000	3,988,000	(113.3)

当初予算総括表(2)

主な医療制度改正（平成 18 年度以降）について ～ 国民健康保険関係を抜粋 ～

1 平成 18 年 4 月 1 日施行

○国保財政基盤安定化策の継続

- ・高額医療費共同事業

高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するために、都道府県単位で財政リスクを分散する事業

交付基準が 1 件 70 万円以上から 80 万円以上に引き上げられる。

負担区分 市町村国保 1/2、都道府県 1/4、国 1/4

- ・保険者支援制度（保険基盤安定制度）

市町村国の財政基盤を強化するために、低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する制度

負担区分 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

2 平成 18 年 10 月 1 日施行

○現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直し

- ・現役並み所得者の 70 歳以上の高齢者の自己負担は 3 割（従来は 2 割）

○療養病床に入院する高齢者の食費・住居費の見直し（生活療養費標準負担額）

- ・対象者 療養病床に入院する 70 歳以上の高齢者

- ・負担額 食費 食材料費及び調理コスト相当を負担

居住費 光熱水費相当を負担

平成 18 年 9 月まで		平成 18 年 10 月から	
	食費（一食単位）	食費（一食単位）	住居費（日額）
現役並み所得者	260 円	460 円*	320 円
一般	260 円	460 円	320 円
低所得者 II	210 円 [160 円]	210 円	320 円
低所得者 I ②	100 円	130 円	320 円
低所得者 I ①	—	100 円	0 円

* 保険医療機関の施設基準等により、420 円となる場合もあります。

※ [] 内は入院 4 か月目以降の負担額

※ 入院医療の必要性の高い患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊椎損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者）については、現行どおり食材料費相当のみの負担となります。

○高額療養費の基準額（自己負担限度額）の引き上げ

高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む報酬総額に見合った水準に引き上げる。

- ・自己負担限度額

70 歳未満

住民税非課税 35,400 円（据え置き）

一般 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %

上位所得者 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %
(基礎控除後の所得 600 万円以上)
合算対象基準額 一律 21,000 円
70 歳以上 (老健も同じ)

個人単位

現役並み所得者 44,400 円
一般 12,000 円 (据え置き)
低所得者Ⅱ 8,000 円 (据え置き)
低所得者Ⅰ 8,000 円 (据え置き)

世帯単位

現役並み所得者 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %
一般 44,400 円
低所得者Ⅱ 24,600 円 (据え置き)
低所得者Ⅰ 15,000 円 (据え置き)
※ 現役並み所得者 同一世帯に課税所得が 145 万円以上の所得がある 70 歳以上の国保被保険者又は老人保健対象者がいる人
(年収で単身世帯 383 万円以上、複数世帯 520 万円以上)
ただし、課税所得が 213 万円未満の方、若しくは年収が単身世帯 484 万円、複数世帯で 621 万円に満たない人で申請した方は一般として取扱われる。(経過措置)
低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税である人
低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人
(同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を 80 万円として計算)を差し引いたときに 0 円となる人)

○保険財政共同安定化事業の創設

都道府県内の市町村国保間の保険料(税)の平準化、財政の安定化を図るため、国保団体連合会を実施主体として市町村国保の拠出により、1 件 30 万円を超える一般被保険者の医療費の 8 万円を超える部分について、定率の交付金を交付するという保険財政共同安定化事業を創設

○現金給付の見直し

少子化対策等の観点も踏まえ、給付の重点化を図ることとし、国が被用者健康保険等の出産育児一時金及び家族出産育児一時金を引き上げ、葬祭費を引き下げたのと同様の措置を行った。

- ・ 出産育児一時金 (30 万円 → 35 万円)
- ・ 葬祭費 (一律 5 万円に引き下げ (本市国保は 7 万 5 千円 → 5 万円))

3 平成 19 年 4 月 1 日施行

○70 歳未満の入院患者に係る高額療養費の現物給付化

高額療養費の自己負担限度額は、所得により複数の区分があることから、医療機関窓口でその区分を明らかにするため、被保険者の申請により、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、医療機関窓口で提出させることにより現物給付化し、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめる。

4 平成 20 年 4 月 1 日施行

○後期高齢者（75 歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の創設

後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成 20 年度に後期高齢者医療広域連合を実施主体とした後期高齢者医療制度が創設され、老人保健法による医療制度は廃止された。

従来、被用者保険ないし国民健康保険に加入していた 75 歳以上（一定の障がいをもつ 65 歳以上）の者は、原則として後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に移行した。

後期高齢者の保険料（1 割）、国保・被用者保険からの加入者数に応じた後期高齢者医療支援金（約 4 割）及び公費（約 5 割）を財源とする。

○後期高齢者支援金等課税額の創設、

国民健康保険税に既存の基礎課税額（医療給付費分）、介護納付金課税額のほかにもう 1 つ後期高齢者支援金等課税額を設ける。

（平成 19 年度まで）

（国民健康保険税）＝（医療給付費分）＋（介護納付金分）

（平成 20 年度以降）

（国民健康保険税）＝（医療給付費分）＋（後期高齢者支援金等分）＋（介護納付金分）

○後期高齢者医療制度の実施が円滑に図られるよう、講じられる国民健康保険税の軽減措置等

- ・軽減を受けている世帯の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより世帯の国保被保険者が減少しても、5 年間、従前と同様の国民健康保険税の軽減が受けられるようにする。
- ・被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより国保が単身世帯となる者について、5 年間、基礎課税額（医療給付費分）及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を半額とする。
- ・被用者保険の本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者が国保被保険者となる場合、2 年間、後期高齢者医療制度と類似の国民健康保険税緩和措置講ずるため、条例により減免する。

○前期高齢者（65 歳～74 歳）の医療費に係る財政調整制度の創設

65 歳から 74 歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、前期高齢者の偏在による保険間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、各保険者の加入者数に応じてこれを調整する制度が創設された。

○現行の退職者医療制度は廃止（平成 26 年度まで経過措置）

現行制度からの円滑な移行を図るため、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置を講ずる。

○70 歳～74 歳の高齢者（現役並み所得者を除く）の患者負担見直し（1 割→2 割）

高齢受給者の一部負担金を原則 1 割から原則 2 割に引き上げた。

（現役並み所得者は平成 18 年 10 月から 3 割負担）

※ 70 歳～74 歳の医療費自己負担増（1 割→2 割）を平成 23 年 3 月 31 日まで凍結することになりました。具体的には、「保険給付は 8 割」とし、新たな公費負担医療（「指定公費負担医療」）により対応されています。

（現役並み所得者は平成 18 年 10 月から 3 割負担）

○70歳以上75歳未満の高齢者の自己負担限度額の見直し（平成20年度は凍結された）
 所得区分で一般に区分される者の自己負担限度額を70歳未満の者（80,100円）と75歳以上の者（44,400円）の中間水準（62,100円）に設定する。
 外来（個人ごと）は、24,600円（現行12,000円）になる。

○療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し（生活療養費標準負担額）

～ 新たな高齢者医療制度の創設に伴う措置 ～

対象者 療養病床に入院する65歳以上70歳未満の高齢者

○乳幼児の患者負担軽減（2割負担）措置の拡大（3歳未満→義務教育就学前）

○高額医療・高額介護合算制度の創設

医療保険及び介護保険の自己負担限度額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みを設ける。

・自己負担限度額

■自己負担限度額（年額・毎年8月～翌年7月）

所得区分	70歳未満	所得区分	70～74歳	所得区分	後期高齢者医療制度
上位所得者	126万円	現役並み所得者	67万円	現役並み所得者	67万円
一般	67万円	一般	56万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	低所得者Ⅰ	19万円

経過措置

■自己負担限度額（平成20年4月～平成21年7月）

所得区分	70歳未満	所得区分	70～74歳	所得区分	後期高齢者医療制度
上位所得者	168万円	現役並み所得者	89万円	現役並み所得者	89万円
一般	89万円	一般	75万円	一般	75万円
住民税非課税世帯	45万円	低所得者Ⅱ	41万円	低所得者Ⅱ	41万円
		低所得者Ⅰ	25万円	低所得者Ⅰ	25万円

■自己負担限度額の計算

- ・同一世帯でも国保、職場の健康保険、後期高齢者医療制度それぞれの医療保険で計算
 - ・70歳未満の人の医療費は、21,000円以上の自己負担額が対象
 - ・所得区分は、毎年7月31日時点の医療費の自己負担限度額で適用される区分を適用
 - ・同一世帯に70歳未満と70～74歳の人がある場合は、まず70～74歳の自己負担限度額を適用して残った自己負担額に、70歳未満の自己負担額を合算して70歳未満の自己負担限度額を適用
- また、70～74歳の人に医療費と介護費の自己負担がある場合のみ70～74歳の自己負担限度額を適用

○特定健康診査・特定保健指導の実施

医療保険者が40歳以上の75歳未満の加入者に対して、特定健康診査・特定保健指導を実施することになった。

○国民健康保険税（料）の年金からの特別徴収

神奈川県内の市町村国民健康保険は、横浜市と本市を除き平成 20 年 10 月から特別徴収を開始した。

本市は基幹システムのオープン化に伴い実施を猶予されていましたが、平成 22 年 10 月から年金からの特別徴収を実施した。

5 平成 21 年 1 月 1 日施行

○産科医療補償制度の創設

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設されました。

- ・産科医療補償制度の保険料相当額（3 万円）を上乗せして出産育児一時金（35 万円 + 3 万円 = 38 万円）を支給することになった。

6 平成 21 年 10 月 1 日施行

○国の緊急少子化対策で、平成 23 年 3 月 31 日までの特例措置として出産育児一時金を 4 万円引き上げて 42 万円（産科医療補償制度該当外の場合は 39 万円）とするとともに、直接支払制度が導入された。

※4 万円のうち、2 分の 1 は国が補助金を交付する。

7 平成 22 年 4 月 1 日施行

○非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置の創設

倒産・解雇などによる離職者（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職者（特定理由離職者）に対して、申告により国民健康保険税（料）算定について前年の給与所得をその 100 分の 30 とみなして行います。軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までの期間になる。

8 平成 23 年 1 月 1 日施行

○「特定活動」の在留資格で入国・在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を目的として入国・在留するものは、国民健康保険の適用除外とする。

9 平成 23 年 4 月 1 日施行

○出産育児一時金の 42 万円（産科医療補償制度該当外の場合は 39 万円）の恒久化措置

※平成 23 年度の国庫補助は 1 万円（平成 24 年度以降はなし）

10 平成 24 年 4 月 1 日施行

○外来患者に係る高額療養費の現物給付化

従来入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関等に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる。

○市町村に対する国庫負担割合及び都道府県負担割合の変更

市町村が行う国民健康保険における保険給付費等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を 7%から 9%に引き上げるとともに、これに応じて、当該費用に対する国の療養給付費等負担金の割合を 34%から 32%に引き下げる。

1 1 平成 24 年 7 月 9 日施行

○改正住民基本台帳法の施行に伴う外国人の国民健康保険の加入要件の変更

国民健康保険の被保険者となる外国人は、外国人登録法に基づく登録を受け、「1年以上の在留期間を決定されたもの」とされていましたが、外国人登録法が廃止され、適法に3か月を超えて在留する外国人で、日本国内に住所を有する者は住民基本台帳法の適用対象とされることとなるとともに、国民健康保険の被保険者となるとされた。

1 2 平成 25 年 4 月 1 日施行

○地方税法の一部改正に伴う特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等

国民健康保険税に関し、平成 20 年 4 月に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴ってとられた保険税の軽減特例措置の延長等の2点についての改正

- ・すでに軽減を受けている世帯で、国保から後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者が減少しても、国保の被保険者でなくなった者を含めて軽減判定所得の算定をすることとしている特例を恒久化する。
- ・二人世帯で一人が後期高齢者医療制度へ移行し、もう一人が国保に残った世帯について、世帯別平等割額を最初の5年間は2分の1を減額するこれまでの措置に加え、その後3年間は4分の1を減額する。

1 3 平成 26 年 4 月 1 日施行

○地方税法施行令の一部改正に伴う低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充

国民健康保険税の応益分保険税について実施している7割、5割、2割軽減のうち、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得を引き上げることにより対象を拡大する改正

- ・5割軽減の所得基準額の算定式は、「世帯主を除く被保険者数」が「被保険者数」となり、単身世帯も対象となるとともに、2人世帯以上の世帯は24万5千円軽減判定所得が引き上げられる。
- ・2割軽減の所得基準額の算定式は、「35万円」が「45万円」となり、世帯の被保険者等の人数1人につき、10万円が引き上げられる。

○70歳～74歳の被保険者に係る窓口負担の特例措置（現役並み所得者を除く）の見直し
特例措置により法律上2割の窓口負担が1割負担とされてきましたが、平成26年度からこの特例措置が見直される。

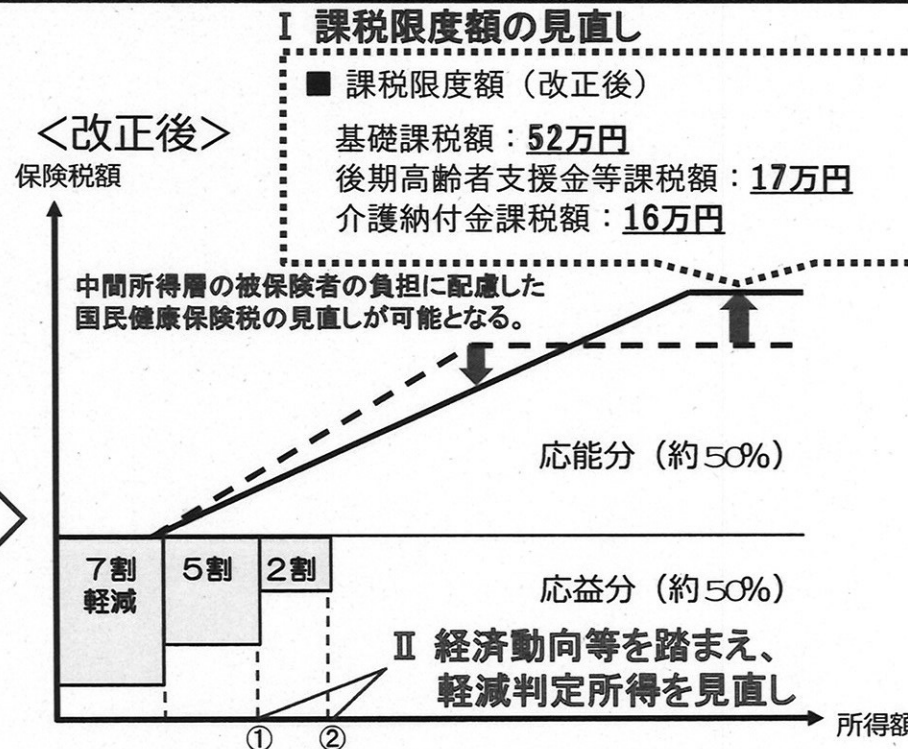
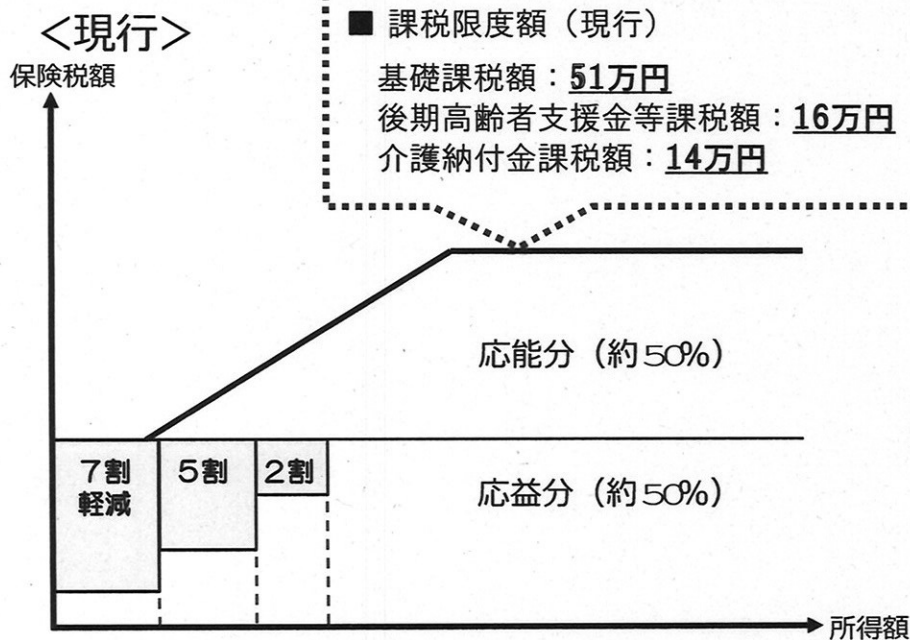
- ・平成26年4月2日以降新たに70歳に到達された方は、誕生日の翌月から窓口負担が2割となる。
- ・平成26年4月1日までに70歳に到達された方は、平成26年4月以降も窓口負担は1割のまま変わらない。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

要望概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を見直す。
- II 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

要望内容



- 軽減判定所得 (現行)
- 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 - 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **24.5万円** × (被保険者数*)
 - 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **45万円** × (被保険者数*)

- 軽減判定所得 (改正後)
- ① 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **26.0万円** × (被保険者数*)
 - ② 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **47万円** × (被保険者数*)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

平塚市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱
の一部改正について

1 改正の要旨

滞納世帯に交付している短期被保険者証（以下「短期証」という。）は法令に定められたものではありませんが、各自治体において国民健康保険税（料）の滞納者に対する接触機会（納付相談・納付指導）を確保することを目的として運用しています。短期証の有効期限は現在4か月（5月末・9月末・1月末の年3回）を更新時期としていますが、これを6か月（9月末・3月末）に変更するものです。なお、平成27年度の9月末は2年に1度の被保険者証の一斉更新にあたるため、これにあわせて要綱及び国民健康保険システムの変更をいたします。

2 改正の理由

短期証の更新時期には上記の目的のため、短期証交付世帯に一斉に通知文書を発送し、土日も窓口を設けていますが、実際に更新に来庁される方の多くは継続的に滞納分の保険税を納めている比較的誠実な世帯であり、多くは接触なく有効期限切れのまま過ごし、実際に疾病等にかかる際に被保険証が必要になり来庁するケースが多くを占めており、効果が少ない状況です。

3 改正による効果

中途の更新を減らすことにより、保険税担当において徴税吏員として取り組むべき他の事務（滞納処分・調査等）への強化・集中が期待できます。

通信運搬費及び職員経費の削減につながります。

4 施行日

平成27年6月1日

5 新旧対照表等

別紙のとおりです。

以 上

平塚市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱の一部改正に伴う新旧対照表（案）

—— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(短期被保険者証の交付)</p> <p>第2条 法第9条第10項の規定により通例定める期日より前の期日を定めた被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付する世帯主は、国民健康保険税の滞納額が納付すべき額の2分の1を超える世帯又は滞納額が60万円以上ある世帯の世帯主とする。ただし、滞納額は被保険者証の一斉更新時における過去3年度分及び納期到来分までの合計とする。</p> <p>2 前項の短期被保険者証の有効期限は、<u>4か月</u>とする。</p> <p>3 省略</p>	<p>(短期被保険者証の交付)</p> <p>第2条 法第9条第10項の規定により通例定める期日より前の期日を定めた被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付する世帯主は、国民健康保険税の滞納額が納付すべき額の2分の1を超える世帯又は滞納額が60万円以上ある世帯の世帯主とする。ただし、滞納額は被保険者証の一斉更新時における過去3年度分及び納期到来分までの合計とする。</p> <p>2 前項の短期被保険者証の有効期限は、<u>6か月</u>とする。</p> <p>3 省略</p>	<p>短期被保険者証の有効期限を改正する。</p>